

負担限度額認定の申請について

◇負担限度額の認定について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院やショートステイの食費・居住費は原則入所者の自己負担となりますが、負担限度額認定の対象となる人は、食費・居住費の負担が軽減されます。

◇負担限度額認定の対象となる人

次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 世帯全員（世帯を別にする配偶者も含む）が市民税非課税であること
- ② 預貯金額等の資産が単身で1,000万円（配偶者がいる場合は合わせて2,000万円）以下であること

◇申請に必要な書類

(1) 申請書

裏面の同意書についても、押印と合わせて忘れずに記入してください。

(2) 本人及び配偶者の資産がわかるものの写し（通帳の写しなど）

① 預貯金額がわかるもの

銀行名・支店・口座番号・名義のわかる部分と、現在の残高（申請日より2か月以内に記帳されたもの）がわかる部分の写しを提出してください。また、開設しているすべての口座について必要です。

② その他の資産

下表の資産がある場合は、証書の写し等を提出してください。

※ 生活保護受給中の方は提出の必要はありません。

※ 提出していただいた通帳等の書類については、負担限度額認定の要件の判定以外の目的では一切使用しません。また、市の規定に基づき適切に保存及び廃棄します。

(3) マイナンバー確認書類・身元確認書類（個人番号を記入した人は添付が必要です。）

① 個人番号通知カードの写し

② 身分証明書（運転免許証、保険証等の写し等）

※ 個人番号の記入ができない場合は、確認書類の添付は必要ありません。

| <申告の対象となる資産の種類> | <提出物> |
|--|------------------------------------|
| 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債など） | 証券会社や銀行口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| タンス預金（現金） | 自己申告 |
| 負債（借入金・住宅ローンなど） ※資産の合計から差し引いて計算します | 借用証書、残高証明書などの写し |

必要に応じ、配偶者の有無や課税状況、金融機関への資産調査を行います。不正に負担軽減を受けたことが判明した場合、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求められることがあります。